

再経審チェックリスト

改正省令により、「経営事項審査のうち、経営規模等評価（その他の社会性等）の項目及び基準が改正されました。これに伴い、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、平成27年4月1日から平成27年7月29日の間に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができる」とされています。（再経審）

再経審の対象となるのは、改正に係る事項に限られるため、下記の3項目のみとなります。

- ① 建設機械の保有状況（新たに評価対象となる「モーターグレーダー」、「移動式クレーン」、「大型ダンプ車」のいずれかを保有する場合に限る。）
- ② 若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
- ③ 技術職員数（大工工事業について職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による技能検定のうち型枠施工の資格を、管工事業について同法の規定による技能検定のうち建築板金（ダクト板金作業）の資格を有する者に限る。）

なお、再経審を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査が有効となります。

大阪府知事許可についても、上記のとおり再経審を行います。申請に必要な様式書類は下記のとおりです。

※受付後に行う審査の状況により、別途書類を提出して頂くことがあります。

なお、提出・提示書類の変更や追加などの申請に係る取扱いや制度の変更、その他記載内容の修正があった場合には、本府建築振興課のホームページや申請会場などでお知らせいたしますので、ご注意くださいようお願いいたします。

○提出書類

チェック	提出書類	通常時	再経審
<input type="checkbox"/>	1 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の表紙（府様式第1号）	●	×
<input type="checkbox"/>	2 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（規則様式第25号の11）	●	●
<input type="checkbox"/>	3 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（規則様式第25号の11別紙1）	●	●
<input type="checkbox"/>	4 工事種類別完成工事高付表（国交省通知様式第1号）	▲	▲
<input type="checkbox"/>	5 ★技術職員名簿（規則様式第25号の11別紙2）	●	●
<input type="checkbox"/>	8 ★その他の審査項目（規則様式第25号の11別紙3）	●	●
<input type="checkbox"/>	9 工事経歴書（規則様式第2号）	●	×
<input type="checkbox"/>	14 経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の10）の原本	●	※
<input type="checkbox"/>	15 委任状の原本	▲	▲
<input type="checkbox"/>	17 技術職員実務経験申立書（府様式第2号）	▲	▲
<input type="checkbox"/>	19 建設機械の保有状況一覧表（府様式第3号）	▲	▲
<input type="checkbox"/>	22 建設機械の写真（府様式第4号）	▲	▲

● : 必須書類

▲ : 該当する場合にのみ必要な書類

× : 必要のない書類

※ : 再経審に必要な経営状況分析結果通知書は、改正前の基準の申請の際に提出したものの「写し」を添付すること

★ : 平成27年4月1日改正後の新様式での提出が必要です。

○ 上記提出様式に伴う、確認書類も併せて提出していただきます。ただし、新たに追加となった技術職員や建設機械についてのみ確認書類が必要となり、その他の確認書類については不要です。

○ 再経審に限り、経営状況分析結果通知書の作成に不可欠な入力関係の書類のみ提出していただきます。このため、前回、改正された項目のほかは、前回提出された審査書類と齟齬がないか、予めよくご確認のうえ申請書類を作成してください。（申請内容は、前回と全く同じ内容になります。）

※新基準についての確認書類について、及び改正後の新様式については当課ホームページのお知らせに掲載しております、「審査方法」「改正後様式」をご覧ください。<http://www.pref.osaka.jp/kenshin/keisin/index.html>